2025年8月6日 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

過去ラウンドの公募占用指針改訂のポイント

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用

(1)選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨

令和7年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整(以下「価格調整スキーム」という。)の適用を認めることとする。

(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更

1) 制度変更に係る公募占用計画の変更

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更 希望届【様式 6-3】の提出及び第 9 章 (5)「公募占用計画の変更に係る事 項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の 変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用す ることはできず、両者のいずれも適用することとなる。

第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用

(参考) 今般の制度検討の基本的な考え方

第30回洋上WG合同会議 (11/21) 資料はり抜粋

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、再工ネ主力電源化に向けた「切り札」である。引き続き、こうした位置付けに変わりはなく、再工ネ海域利用法等により積極的に導入を推進していく。
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進することが、投資の確実性を高めていく上で重要である。実際、世界的にも、サブライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大などによる収入・費用の変動を原因として、事業の中断や撤退も発生しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、我が国における再工不主力電源化の実現を 確実なものとしていく観点から、引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化 に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸とする。
- 具体的には、国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進める。

【本WGでの論点】

- 1. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方
- ① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定
- の 確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対策の単点評価
- 強退や遅延を抑止する保証金制度の見直し
- ④ ゼロブレミアム水準に対する考え方
- Ⅲ. 収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方

電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入

電路以前を推大に元法ととからかが制印料金人十一

Ⅲ. 事業計画の柔軟性に関する考え方

主要製品に係る計画変更要件の整理

張格評価点のあり方

強靱な事業組成と事業者間の競争を両立させるための価格評価のあり方

V. セントラル方式によるサイト調査の基本化について 事業を確実に完遂させるためのサイト調査のあり方 (公算評価関係) (公算評価関係) (事業者選定後関係)

《學業者遊走使開係》 《公藥評價関係》

CALMAND BUILDING

(事業者进定機関係)

(事業者通定後関係)

.....

(公算評価関係)

(事業者送定前関係)

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

2) 保証金制度の変更内容

第5章(3)保証金に関する事項(法第13条第2項第6号)を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、選定事業者は、保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して8週間以内に提供するものとする。

- (3) 保証金に関する事項(法第13条第2項第6号)
 - 1) 保証金の額及び提供方法
 - ii) 第2次保証金
 - ①第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、10,000円/kWとする。したがって、選定 事業者が提供すべき第2次保証金の額は、選定事業者の当該公募に 係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて 得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当され、第2次保証金とみなされる(選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。)ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

- iii) 第3次保証金
- ①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、24,000円/kwとする。したがって、選 定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当 該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単

- ・提供期限は、第2次保証金の提供期限が、選定の通知の翌日から起算して 8週間以内であることとの並びで設定。
- 第2次保証金及び第3次保証金を増額。
- I.③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

第30個洋上WG合同合體 (11/21) 資料1よの原料

【保証金制度の考え方案】

- 諸外国(デンマーク、オランダ、ドイツ)における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定し、第2次保証金額も併せて変更する。
- また、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収し、2年以上の遅延で全額没収する。

		デンマーク (プロデエク) 6 : Thor)	#3>9 (705:20-6: Elementen Ver)	F-f9 (709291-6:H-0.1-0.3, H 11-2.11-3)	日本(集行)	日本 (明明しま)	
	無主次保証金(本 用与入れの防止)	-	-	(セントラル) 50スーロ(5,073円)/kW	500Fl/kW	S00Fl/kW	
保証	第2次保証会等 「確実り事業条理 の効果(2)	-	:=:	- 1	5,000円/kW	10,000F3/kW	
童	第3条税投充等 (確定以事業実施 の担保21	1,1009*)7-9-90-1 (23,702円)/kW 813番*77-1-0-3/R/M/ 単位換載	1002-0 (16,346円)/kW #2第2-0/P78XW单约C商業	(tz>F36) 2003-0(32,292F3)/kW	13,000円/ww	24,000円/kW	
	амлие	2億0000万f*3₹+9+9 0-4 (60億3300万円) /6+月週間報	1・2ヶ月 - 1000万ユーロ (16億1500万円)/月 3ヶ月以降 - 2000万ユーロ (32億2900万円/月 日日本 保証金2億1 - 日に 連手8まで2000万ユーロ/ 月を2億	機工売丁予定日までに最低1番の連 転開始等機ができていない場合:残 を開始等機ができていない場合:残 を開発しませるからのも見れました。 計画容量ののでは日上が乗転開始に 原でしない場合:計画容量に対す る連転開めなされているに得るの 合権特を保証金に投げた金額を回収	保証金の全額治収 (評価点が下がる 場合のみ)	~6.0月 4,000円/kW 6~12計算 8,000円/kW 12~18計算 16,000円/kW 18~24計算 20,000円/kW 24計算~ 24,000円/kW	
	療器器的食	SMB4	全額可収	全額形収	全額及収	全額及収	

■: レードは2023年9月~2024年8月の月中中町TTBLートの単純平均主要単(21.55円)がオーナを4.161.46円/2−ロ28

・現行の記載から、「なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般 送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該 系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額 とする。」等の、系統工事の実施のための保証金等の額を減じる措置の記載

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる (選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。)ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

3) 保証金の額及び提供方法

ii)第2次保証金又は第3次保証金の没収事由 以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおりの金額 の第2次保証金又は第3次保証金を没収し、国庫に納付する。

第2次保証金又は第3次保証金の没収事由

7 選定事業者として選定された時点における

公募占用計画(以下「当初公募占用計

画」) に記載された運転開始予定日までに 再生可能エネルギー発電設備の運転開始

(※) がなされなかったこと

なお、以下のとおりの運転開始予定日の徒

過の期間に応じて、右欄の没収額となる。

運転開始予定日までに再生可能エネルギー 発電設備の運転開始がなされなかった場合 没収額

選定事業者の当初 公募占用計画に記 載された発電設備 の出力に 4,000 円

/kW を乗じた額

(D)

選定事業者の当初 公募占用計画に記 載された発電設備 を削除。

I. ③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より扱粋

- 遅延期間に応じた段階的な保証金没収の考え方について、以下のとおり整理してはどうか。
- ・デンマークやオランダの制度を参考に、遅延金として月単位で没収とする。
- ・具体的には、P.16の段階評価(半年毎に2点減点)を前提とし、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次 保証金を没収していくこととしてはどうか。
- ・その際、以下の2点について考え方を整理してはどうか。
- ①デンマークでは約2年、オランダでは約1年の遅延が生じた場合に全保証金額が没収されるよう設定しているが、日本ではデンマークと同様、約2年で全額没収される制度としてはどうか。
- ②遅延に応じて没収する金額については、保証金額(24,000円/kW)をi) 半年毎に均等没収する線形 パターンと、II) 例えば、12ヶ月以上の大きな遅延を押止するため、12~18ヶ月の遅延に対し没収額を 大きく積み増す非線形パターンの2案が考えられるが、ここではii) の非線形パターンを採用してはどうか。
- また、現在、第2次・第3次保証金の額について、系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、その額を減じた額を第2次・第3次保証金の額とすることを認めている。この場合、遅延金を段階的に没収する新たなスキームの実効性が確保できなくなることから、当該措置を廃止することとしてはどうか。
- ・保証金の段階的没収について記載。

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

(I)

運転開始予定日から起算して6か月を経過 する日までに再生可能エネルギー発電設備 の運転開始がなされなかった場合(②)

運転開始予定日から起算して 12 か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(③)

運転開始予定日から起算して 18 か月を経過 する日までに再生可能エネルギー発電設備 の運転開始がなされなかった場合(④)

運転開始予定日から起算して24か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(⑤)

※運転開始:特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること

の出力に 4,000円

/kW を乗じた額

(2)

選定事業者の当初 公募占用計画に記 載された発電設備 の出力に 8,000円

/kW を乗じた額 (③)

選定事業者の当初 公募占用計画に記載された発電設備 の出力に 4,000円 /kW を乗じた額 (④)

選定事業者の当初 公募占用計画に記載された発電設備 の出力に 4,000 円 /kW を乗じた額 (⑤)

I.③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

第30回洋上WG合同会議(11/21)資料1より抜粋

【保証金制度の考え方案】

- 諸外国(デンマーク、オランダ、ドイツ)における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定し、第2次保証金額も併せて変更する。
- また、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収し、2年以上の遅延で全額没収する。

		デンマーク (プロジェクト名:Thor)	オランダ (プロジェクト名:Dmuiden Ver)	ドイツ (プロジェクト名:N-9.1-9.3, N- 11.2.11.3)	日本 (現行)		日本 (児童し家)
	第1次保証会(不 相な入札の防止)	-	-	(せントラル) 50ユーロ(8,073円)/kW	500円/kW		500円/kW
保証	第2次保証金等 (確実な事業実施 の記録(2)	-	-	-	5,000円/kW		10,000円/kW
×	第3次保証金等 (確実な事業実施 の担保2)	1,100デンマーウ・クローネ (23,702円)/kW ※11機パンホナ・カーギア地大W 単位に換算	100ユーロ (16,146円)/kW ※2棟ユーロ/PJ物W単位に換算	(セントラル) 200ユーロ(32,292円)/kW	13,000円/kW	١	24,000円/kW
	運防運延金	2億8000万デンスーケック ローネ (60億3300万円) /6ヶ月遅延毎	1・2ヶ月:1000万ユーロ (16個1500万円)/月 3ヶ月以降:2000万ユーロ (32億2900万円)/月 ※以後、後駐金2億ユーロに 達するまで2000万ユーロ/ 月を没収	・施工例丁予定日までに最低1番の運 転倒は事情ができていない場合:技 る保証金の12分の1を終月かれ ・設工来丁予定日から6ヶ月以内に 計画容量の95%以上が運転開始に 限っていない場合:計画確立し対す る機能開始かられていない場合の 合を挟る保証金に掛けた金額を決収	保証金の全額没収 (評価点が下がる 場合のみ)	1	~6力月 4,000円/kW 6~12为月 8,000円/kW 12~18为月 16,000円/kW 18~24为月 20,000円/kW 24为月~ 24,000円/kW
	撤退進約金	全額没収	全額没収	全額及収	全額没収		全額没収

達:レートは2023年9月~2024年8月の月中平均TTBレートの単純平均で換算(21.55円/f*)マナ・加・4.161.46円/ユーロ)28

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

諸

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記3)で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下i)からii)に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

iii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否については、 それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

激甚災害による直接の被災/左記以外の 不可抗力 法第 23 事由 条に基づ 武力行使による直接の被害 その他当事 者のコント く非常災 害時にお ロールがで ける緊急 きず回避が 措置等に 可能ではな い事象 よる収用 等 発電事 海洋再生 海洋再生 業を行 可能エネ 可能エネ う事業 ルギー発 ルギー発 者の本 電設備を 電設備又 社 運営する は当該海 支社・事 洋再生可 第2次保証金 能エネル 業所

保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたって、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することを記載。

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

及び第3次保 証金没収事由				ギー発電 設備設置 予定地	
当初公募占用計画 に記載された運転 開始予定日までに 海洋再生可能エネ ルギー発電設備の 運転開始がなされ なかったこと。	甲	甲	可	可	可

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

第30回洋上WG合同会議 (11/21) 資料1より抜粋

- 世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ、為替変動の影響により、風車の主要製品等の価格が上昇し、プロシェクトの事業性に影響を与えている。特に、ブレードやナセル等の主要製品の価格上昇は影響が大きく、製品間の競争環境を維持しながら、コスト低減を図っていくことが重要となってきている。
- 他方で、公募占用計画において、ブレードやナセル等の主要製品について計画変更することは、関連するサプライチェーンも連動して影響を及ぼすことから、慎重な判断が必要となる。
- このため、風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合に限り主要製品の変更も認めるなど、考え方を整理※1する。その際、迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することから、当該要件にひいても整理※2する。
 - ※1 風車メーカー等に係る変更については、第2ラウンド公募占用指針のパブコメ回答として、「風車メーカーが飯遇した場合は、 その時点で公募占用計画が取り消されるわけではなく、公募占用指針第9章(5)に基づく計画変更を行うことができれば 事業を継続することができる(No.22)」と回答している。
- ※2 保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学 議経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。
- また、サプライチェーンの強靭化を図るためには、更なる国内サプライチェーンの構築と成熟が必要となることから、電力安定供給(サプライチェーンの強靭化)の評価点が高くなるような計画変更については奨励すべく、考え方を整理する。

47

- ・第1ラウンドに規定されていなかった運転開始の遅延による保証金没収について記載。
- ・過去ラウンドの選定事業者に適用する場合、変動前物価指数は計画変更申

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i)の期間における次の表の各号ごとの指数 等の欄に掲げる数値に対するii)の期間における当該数値の比率にそれ ぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得 た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用 計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第 48 条第 1 項に規定による届出 (海域における電気事業法第 38 条第 2 項の事業 用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。)の予定日の属する月の 前月までの 1 年間

	指数等	乗じるべき率
1	日本銀行が統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 25 条 の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき 作成する企業物価指数 (以下「企業物価指数」という。)のうちA重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうちB重油・C重油に係る国内企業物価指数の平均値	0.1375
	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数 (ii)の期間における数値にあっては、当該数値に ii)の期間とi)の期間の外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号)第7条第1項に規定す る裁定外国為替相場により1ユーロを本邦通貨に換 算した額の比率(以下「為替調整比率」という。)を	0.1375

請日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

(参考) 今般の措置の適用範囲について

第99回請連債格等算定委員会 (11/26) 資料1より抜粋 フラ

- 1. 第4ラウンド以降の事業者
- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※1やIRRの引下けが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、選択的な措置の適用は認めず、第4ラウンド以降の応礼・落札事業者に一律に適用する。
- ※1 保証金は、第1~3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。
- 2. 第1~3ラウンドの選定事業者※2 (第3ラウンドは事業者選定中)
- 第1~3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わり は無い一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を一律に適用することは、事業の予見可能性 を損なうことから困難と考えられる。
- たたし、事業の撤退・遅延の押止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、保証金制度の 見直しを含む今般の制度見直し※3を受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用※4する。

その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映する。

- ※2 第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い
- ※3 事業者選定後のもの(保証金制度の見直し、価格調整スキーム)に限る
- ※4 適用を受け入れる漢定事業者に対しては、当該事業者が漢定されたラウンドの公募占用指針の変更(保証金制度の見直し、価格関整スキーム)を行い、その後、変更された指針に基づく計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を魅取することとする。
- 第1~3ラウンド公募の選定事業者に適用する場合の変動前物価指数の貸出に当たっては、計画変更申請日の属する 月の直前の1年間における物価水準を参照。
- ・変動後物価指数は洋上工事に係る工事計画届出予定日の属する月の直前の 1年間における物価水準を参照。

価格調整スキームの取扱い (案) について③ 第998周連備将等定差算金 (11/26) 第41 より結算 24

 ・物価変動率の算出時に参照する物価指数>

- 両工名海域利用法に基づく公募の参加者は、見積りにより公募占用計画に記載する供給價格を決定しているが、見積り時点(公募参加時点)において、洋上規力発電設備の調達・施工に要する費用が確定しているものではなく、一般的には、洋上工事開始前に、主な調達・施工に必要な契約が持続され、その時点で調達・施工に要する費用が概念確定するため、見積りから洋上工事開始前までの物価変数が、調達・施工に要する費用に大きく影響する。
- こうした状況を踏まえ、基準価格に連動させる物価変動率の両定に必要な変動前物価指数と変動後物価指数は、関係高温会における環論を踏まえ、以下の明問にわける物価指数とその割合(前員参照)の加重平均を用いて設定してはどうか。
 - N. 斯爾特/斯爾特/
 - 公募開始日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。
 - <変動機物価指数>
 - 公券占用計画に記載された洋上工事に係る(電事法第48条に規定する)工事計画の届出予定日の属する月の直前の 1年間における物価水準を参照。
 - 公園占用計画に収載された原出予定日を展示日とすることから、契約締結や売電開始のタイングを展示日として価格調整を行ってとくした場合と異なった。 公園機に、機体顕微の基準日が返還的に顕複されることはない。
- ・資本費に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に関する物 価指数を考慮し、NEDO 着床式洋上風力コストモデルを活用した割合を設

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

	乗じて得た数値)	
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	0.0600
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに 係る国内企業物価指数	0.0500
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業 物価指数(ii)の期間における数値にあっては、当該 数値に為替調整比率を乗じて得た数値)	0.1375
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模 5 人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数(ii)の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値)	0.1375
t	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に 係る費用を特定の年度を基準とするものに変換する ための指標(以下「建設工事費デフレーター」とい う。)	0.2000
八	電力に係る建設工事費デフレーター	0.1200

「特定物価調整率」を、次のi)又はii)に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれi)又はii)に定める比率に 686/1000 を乗じて得た数値に、 314/1000 を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価 変動率の上限比率は●/100、下限比率は●/100 とする。 ク明教フナ (の時代は、/宗) について② 第99回編書が開発できませばい

定。

<a. 価格調整スキームの式>

価格調整スキームの取扱い (案) について② M99回網連動的開展で参考会 (11/26) 解料1より8時 23

- また、勢価変動率の算定にあたり、参照する物価指数や係数の設定については、関係審議会において、洋上風力発電における資本 費に占める割合の大きい風車、施工、基準、ケーブル費用に関する物価振数を考慮し、開資本費に占める割合を係数として設定 することが議論されたことも踏まえ、下記の物価指数で設定し、割合については、第1~35ウンド公募の自然条件を基に、最新の NEDO製作式洋上風カコストモデルを活用して試算した下表の他を設定することとしてほどから。



特定物価変動率の上限については、今後、調達価格等算定委員会において 審議される。

第31回洋上風力促進WG(2025年3 月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

(4) 価格調整スキームにおいて考慮する物価変動率の上限について

第101関節連通格等算定委員会 (1/17) 資料2より抜粋・菓字化

<c. 物価変動率の上下限と、IRRの設定>

- (i) 上脚の設定について
- 上限については、諸外国で洋上風力発電事業の撤退が相次いでおり、これらはウクライナ危機による世界的なサプライチェーン の選乱等による足元の急激な物質上昇に起因したものであることから、足下の物質上昇率の水準を勘案することが関係語議会 において議論され、具体的な設定方法は、国民負担の抑制の観点にも鑑み、本委員会で議論することとされた。
- □ ご列、た議論の状況や電源投資を確実に完遂している。要性を踏まえ、上限については、ウクライナ危機による物価上昇と同様 な変動にも対応可能な水準を参考に設定することとしてはどうか。
- □ 具体的には、仮に2024年4月を公募占用計画に記載された洋上工事日が属する月とした場合、変動後物価指数として参照す るのは2023年度となり、変動前物価指数として参照するのはおおよそ2018年度と想定される。これを踏まえ、変動前の2018年 度と変動後の2023年度を比較すると、約+40%の物価変動が見られた(次頁参紹)。この物価変動率については、ウクラ イナ危機による世界的な物価上昇や象徴な円安に伴う影響も含まれていることから、十分な物価変動リスクを繰り込んだ水準と 評価できるため、物価変動率の上限は、当該水準(40%)を基本とすることとしてはどうか。
- □ ただし、①物価変動後の国民負担の程度は、当初の供給価格に所定のルールに従って物価変動率を乗じて得られる価格 価変動考慮後価格)次第であるため、国民負担を抑制する親点では、上限の水準に加えて、当初の供給価格の絶対値が重 要である。その際、本来は、②物価変動考慮後価格について、当該物価変動後に見込まれる**他電源のコスト水準との比較の観** 点も趣業する必要がある。また、②債格調整スキームを導入している他国においては、40%より相当低い水準で上限を設定し ている例*も確認されている。以上の点を踏まえて、全ての公募対象事業に対して、上租債格の水準にかかわらず、一律に上租 40%を適用するのではなく、他電源のコスト水準も機楽しながら、公募の度に、本委員会において、上環債格と併せて、債格調 整の上限の水準について審議することとし、質格調整の上規を40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合 には、40%未満の水準を採用し、公募占用指針に明記することとしてはどうか。
 - ※屋ニュータャーター用において、価格機能スキームにおいて反映する機能変動調整の上限は、±15%とされている。

- i) 特定物価変動率が1以上の場合 特定物価変動率(特定物価変動率が上限比率を上回る場合にあって は、当該上限比率)から 1/100 を控除して得た比率
- ii) 特定物価変動率が1未満の場合 特定物価変動率(特定物価変動率が下限比率を下回る場合にあって は、当該下限比率)に 1/100 を加えて得た比率

価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー 発電設備に係る特定物価変動率が 99/100 以下又は 101/100 以上である 場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の

・価格調整スキームが適用される物価変動の下限は、調達価格等算定委員会 の議論を踏まえ、1%と設定。

第31回洋上風力促進WG(2025年3月10日)参考資料2を抜粋。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

額(調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。)に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

価格調整スキームの取扱い (案) について⑦ [用99回開港価格等算定委員会 (11/26) 同科1より目中 29

- 下限の設定について
- 下限は、宮民の適正なリスク分類を実現し、オフティカーとの交渉においてPPA価格に物価変動率を繰り込む等の展開機の 通切な努力を促していくるの、民間機か引き受けたリスクに値する費用の増減を民間側に採属させる観点から、上限と同様 に、物価変動率の正負に関わらず対称に下限を設定することとしてはどうか。
- ・ 民間側が引き受けるべきリスク水準として下限を設定するにあたっては、①FIP制度においては、PPAを締結している場合、オファイカーへの価格物域や理論上可能と考えられること、②資本費に占める制合の大きい思事について、風車メーカーとの価格を関わるとき、3合能機関や監査法人等へのヒアリングによると、国内の洋上風力電車単への融資に限しては、元利金の1.3倍程度のフリーキャッシュフローが見込まれると確認されたこと、を踏まえる必要があると考えられる。
- 他方で、事業者へのヒアリングによると、PPA契約に物価調整の条項が入っていない実験や、風車メーカーとの契約において、インフレ下でも、取引価格を変更しないといった契約は一部に関われているといった実態も確認されている。このよ足元における洋上風力発電・事業の実施等を踏まえつつ、洋上風力発電に価格調整スキームを導入している国としては初の試みとして下限を導入し、民間側での適切なリスク分割を跨階的に促していく観点から、設定する下限については、1%から開始することとしてはどうか。

※ 収録機がインプ、のパスクを一部引き受ける方法に関しては、PPA機能が、物価調整の条項を入れなても、PPA機能の設定において、予整される機能を整するといえ方法と存在しており、PPA機能を関係の条項が入っていないとこともって、展別機が機構変動リスクを引き受けることが、国際とは野性できないように認定が必要。

その上で、今後も、契約や関連などにおいて、洋上風力発電事業者自身が創意工夫を行った上での適切な事業実施を促していく観点からは、設定する下限については、早期に引き上げることを目指すなど、今後不断の見直しを実施していてとか重 ではないか、例えば、日本における洋上風力事業者の資金調達コスト(中間は縦ね4%、最大側は5%)と今回設 定したIRR(5~6%)の差(1%)をIRR設定に関して資金調達コストに上乗せして考慮するリスクプレミアムとして想 定し、当該リスクプレミアムに対し、価格調整が必要な期間(公募から洋上工事開始までの5年間程度)を果じた5%を、 下限の水準として目指していくことが考えられる。一方、短期間で下限の水準を影響に対しまけることは事業性への影響が大 方の衛性があることを踏まえ、米年度の本委員会においては、国内の1年間における物質安定目標の水準でIMFによる日本の物質変動率見通した参考に、下限の水準を2%に引き上げることについて、環論することとしてはどうか。

第31回洋上風力促進WG (2025年3月10日) 資料1-1-1~ 1-4-1で示した第1ラウンド公募の公募占用指針改定案素案から抜粋。

5) FIP 制度への移行¹

FIP 制度への移行には、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、FIP 制度への移行に係る認定公募占用計画の変更が認められた場合の基準価格は、変更前の認定公募占用計画に記載された調達価格と同じ額とする。

「FIP制度への移行を行う場合において、本公募占用指針の第1章から第10章までの規定中「調達価格」とあるのは「基準価格又は調達価格」と、「調達期間」とあるのは「交付期間又は調達期間」と、「FIT認定」とあるのは「FIP認定又はFIT認定」と、「特定契約」とあるのは「市場取引等又は特定契約」とするほか、必要な読替えをする。

整理すべき論点案

① 公募の公平性について

- ✓ 第1ラウンドの公募時点の事業者間の競争の公平性について
- ✓ 公募終了後に導入される政策措置の選定事業者に対する適用と、公募の公平性との関係について (参考:公募終了後の選定事業者を含めて適用される政策措置の例 p.17参照)
- √ 特に、FIP制度(FIPへの移行)と洋上風力第1ラウンドにおける公募の公平性との関係について

② 公募の信頼性について

- ✓ 第1ラウンドの公募時点における公募参加者に示されていた条件・情報 (p.18参照) を踏まえ、FIP制度の適用 (FIPへの移行可否)と公募の信頼性の確保との関係について
- ✓ 上記の関係性を踏まえた上で、FIP制度の適用(FIPへの移行可否)に係る選定事業者の権利保護・権利制 約の考え方について

③ 他の事業者に与える影響及び配慮すべき事項について

- ✓ FIP制度導入後、FIT事業者のFIP移行を可能とすることに伴って、他の事業者に与える影響及び配慮すべき 事項の考え方について(特に、FIT制度を前提に公募が実施された第1ラウンドの洋上風力事業について)
 - · PPA契約のオフテイカーの獲得における競争条件の変化について
 - ・ 異なる海域、異なるラウンド間の競争条件について
 - ・ 政策的な更なる事業環境整備について

御議論いただくに当たっての参考資料等

参考①:パブリックコメントで提出された意見(前回WG資料再掲)

参考②:第1ラウンドの公募時点における公募参加者に示されていた条件・情報 (前回WG資料再掲)

参考③:第1ラウンドの公募終了後の関係審議会での事務局発言 [前回WG資料再掲]

参考④:公募終了後の選定事業者を含めて適用される政策措置の例 [前回WG資料再掲]

参考⑤: FIP制度について(関係告示·FIP制度導入時点の関係審議会での議論)(前回WG資料再掲

参考①:パブリックコメントで提出された意見

主な意見項目	件数(暫定集計)	主な意見
FIT/FIP	109	(主な意見はP13~P15に記載)
価格調整スキーム	14	・価格調整スキームの具体的な算出方法を示していただきたい。 ・ゼロプレミアムによる応札案件であっても、第1ラウンド事業者が価格調整スキームで享受できる効果 と同程度の収益向上に繋がるようにしていただきたい。
保証金	9	 ・新たなルールを第1ラウンドに遡及適用した場合、事業者選定時に公募占用計画に記載された CODを満たさないときには保証金が没収されるのか。 ・不可抗力事由の、「当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」にインフレや円安は該当するのか。 ・保証金額は、前提条件の異なる欧州の制度を参考とするのではなく、国ごとの開発投資に見合った額とすべき。
計画変更	5	・公募占用計画の変更の認定を行った際は、変更の内容も含めその旨を公表すべき。 ・公募占用計画の変更にあたり、第三者委員会による審査が必要となるかどうかについて明確化が必要。 ・着工時期の遅延による選定事業者へのペナルティについて、既に規定されている保証金の没収以外に考えられていることはあるか。
供給価格	2	・次回のラウンドでは、上限価格の撤廃または十分な引き上げが必要である。 ・ダンピング防止のために、国土交通省の入札において一般的に使用されている下限価格の設定が必要。
港湾	1	・港湾制限やカボタージュ規制を緩和した特定経済区域(SEZ)の拡大が、効率的な建設や物流の実現に必要。
その他	26	・日本の洋上風力は、政策的な位置付けだけでなく、実質的な財政的・制度的支援が必要である。 ・評価の根拠となった振興策の履行状況を適切にモニタリングし、必要に応じて是正措置や状況公開 を行うことが必要である。

[※]パブリックコメントについては、①提出された意見の多寡ではなく、提出された意見の内容に着目するものとされており、②提出された意見の中には無記名のもの、事業者によるもの、個人によるものなど様々な形態のものが含まれる。このため、上記の意見の件数(暫定集計)はあくまでも目安である。

参考①:パブリックコメントで提出された意見 (FIP制度への移行)

① 公募の公平性に関するパブリックコメントでの御意見

- 私は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(改訂案)」に強く反対します。本改訂案は、三菱商事による秋田および千葉の3海域への極端な低価格入札(FIT価格11.99円)に基づく事業リスクの顕在化を受けて、事後的にFIP制度への変更を可能とするものです。これは明らかに後出しのルール変更であり、法的安定性と公平性を著しく損なうものです。入札段階でFITかFIPを選択できる制度設計と、落札後に条件を変更する制度は全く性質が異なります。このような優遇措置は、失敗した事業戦略の責任を公共に転嫁するものであり、経済合理性に反し、特定企業の救済であるとの疑念を招きます。また、制度変更の目的が明記されておらず、関係地域の列挙にとどめている点は、国民への説明責任の回避と受け取られても仕方がありません。パブリックコメントの周知も不十分であり、誠実な行政手続きとは到底言えません。再エネ賦課金という国民負担の下で進められている事業である以上、透明性と説明責任は不可欠です。事業継続のために税や賦課金を追加投入しなければ成立しない再エネ事業に、将来性は見出せません。本改訂案は法治国家の根幹を揺るがすものであり、絶対に認めるべきではありません。
- □ <u>FITを前提にした占用指針とFIPを前提にした占用指針は全く異なる公募を対象にしている</u>と思います。<u>既に事業者が選定された公募を対象にFIPへの転換を可能にすることは、今後も同様な事後的制度変更の可能性がある国の公募と見做され、国内外の事業者から忌避され、その結果として応札者ゼロとなる事態を招きかねません</u>。価格競争を含め事業性を評価する公募においては、FITを前提にして事業者選定を行った案件へのFIP転換は認めるべきではないと思います。仮に洋上1st Round案件をFIP前提に切り替えるのであれば、<u>再公募するのが公平であると考えます</u>。
- □ 五島沖、ラウンド1の3海域の公募は、FITを前提とした公募であり、商業運転期間(20年間)を応札時単価で国が買取ることを前提とした競争入札と理解している。今回ウクライナ紛争による物価上昇と国民負担軽減を理由に制度変更をしようとしているが、紛争等による物価上昇や工事遅延リスクは事業リスクシナリオとして勘案されているべきであり、またラウンド1の2海域ついては、FIP3年間平均14.94円/kwhを下回る単価で応札されている。国民負担軽減という点では逆向してはいないか。今回の制度変更はラウンド1における公平性を損なうものであり、事業途中の制度変更は、実現可能であった事業が不可能となる逆のケースも考えられ、洋上風力事業へ参入しようとする事業者にとって不安材料にもなることを懸念します。
- □ 令和4年以降に実施された第2、第3ラウンドは、FIP制度を前提とした公募であったことから、資金・収支計画の評価において、オフテイカー情報や相対取引契約内容等が重視されたものと認識しています。一方、今般指針を改正する第1ラウンド(長崎県五島市沖、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖)はFIT制度を前提とした事業であり、応札時におけるオフテイカー候補との協議等は限定的(場合によっては皆無)であったものと想定されます。このような前提の違いがあるにもかかわらず、第1ラウンドで選定された各事業のオフテイカー情報や相対取引契約内容等を評価することなく一律でFIP化を認めることは、現状の評価のあり方に逆行しているものと考えます。4/23の意見交換会において公平性の観点でご説明をいただきましたが、第1ラウンドと第2・第3ラウンドでの資金・収支計画の評価の違いの観点から左記につき質問させていただくものです。
- 事業者選定後の「公募の前提の変更」および応札時点における予見可能性が保障されているか および第1ラウンドで選定されなかった事業者等の納得が得られるのかどうかという観点を含む。)について、どのように考えているか。

参考①:パブリックコメントで提出された意見 (FIP制度への移行)

② 公募の信頼性に関するパブリックコメントでの御意見

- □ 長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の公募占用指針に関するパブリックコメント (結果の公示日:2020年6月24日 意見番号:424) において、貴省は「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定して おりません」と明確にご回答されておりました。しかしながら、今回FIP制度への移行を容認される方針は、過去の説明との整合性を欠くものであり、公募 手続における公平性を損なうおそれがあるとともに、公募制度全体に対する信頼性の低下につながることを強く懸念しております。 つきましては、過去のパブリックコメントにおいてFIP制度への移行を明確に否定されていたにもかかわらず、今回それを容認するに至った理由および、その判断が公募制度の公平性 から問題ないと考えられているのかについて、具体的かつ明確なご説明をお願いいたします。
- □ 1.ラウンド1はFIT制度を前提とした公募であり、2020年6月に実施されたパブコメにおいても「本公募は FIT 認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中から FIP 制度へ移行することは想定しておりません。」との資源エネルギー庁回答であったにもかかわらず、今回の公募占用指針の改訂により、遡及的にFIP制度への移行を認めようとされています。 FIT制度からFIP制度への移行は、実質的に事業者の提案の前提となる売電先及び売電価格の変更を認める措置であり、公募条件の重大な変更と解釈します。知りうる限り、世界中の公募において、事業者の選定から2年以上が経過しているにもかかわらず、再公募を実施せずに、今回のFIP制度への遡及的な移行のような公募条件の重大な変更を認めたという事例はありませんが、資源エネルギー庁としてそのような事例をご存じであればご提示下さい。
 - 2.世界中の事業者が関心を持つ日本の洋上風力の公募において、資源エネルギー庁として、FIP制度への遡及的な移行は日本国内の特別な事例であって他国の事例は無関係であると解釈されるのであれば、**日本の公募に対する世界からの信頼性が著しく毀損されます**が、これに対して資源エネルギー庁としてはどのようにお考えでしょうか。
- 2025年3月10日の洋上風力促進小委員会合同会議(第31回)において、五島市沖のパブリックコメントへの回答趣旨は「自動的にFIPに移行することを想定していないという趣旨であった」との説明がなされているが、**このパブリックコメントの回答、過去の経緯からこの趣旨を読み取ることは不可能**であり、その旨明確に説明しなかった理由を教えていただきたい。また、全ての電源においてFIT案件のFIP移行が認められていたという整理ならば、公募による事業者選定済のR1案件への適用是非に関して2022年のFIP制度導入開始時に明確化をした方が良かったのではないかと考える。
- 第1ラウンドの選定事業者決定(2021年12月24日)及びFIP制度開始(2022年4月)から3年以上が経過した今となって、「FIP制度への移行が可能となること」を明確化する狙いと目的を明らかにして貰いたい。貴省は大幅な公募ルールの変更を2022年に行ない第2ラウンドの公募入札を行なっていることを踏まえると、2022年の公募ルール変更のタイミングで「FIP制度の移行が可能となること」を示すべきだったと考える。
- 第1ラウンドの選定事業者も「届出と占用計画の変更を行う事によりFIP制度への移行が可能となる」という公募占用指針の根幹の変更(評価点の50%を占める価格点の土台の変更)となる重要な公募ルールの事後変更を行うのであれば、公平性の観点につき相応の機関で十分に審議される必要があり、改めて洋上風力合同会議等での公の議論を経ることや、業界団体や第1ラウンドに参加した事業者の意見を事前に聞くなど公の場で公正なプロセスを経て行われるべきと考える。この事後的な制度変更を必要とする背景や理由を事前に説明をすべきであったと考えるが、今後合同会議等で議論をする予定があるか具体的なスケジュールをご教示いただきたい。具体的なスケジュールが決まっていないようであればスケジュールのイメージをご教示頂きたい。

参考①:パブリックコメントで提出された意見 (FIP制度への移行)

③ 他の事業者に与える影響及び配慮すべき事項に関するパブリックコメントでの御意見

- □ 第1ラウンドの事業がFIPに移行した場合、第2・第3ラウンドの事業に多大な影響を与え、事業性を著しく毀損する可能性があるため、改訂の見送りを求める。第1ラウンドについてFIP移行が認められた場合、それらの事業ではFIPプレミアムを得ることが可能となり、加えて価格調整スキームが適用となった場合は、基準価格が引き上げられることから、ゼロプレミアムで応札した第2・第3ラウンドの事業よりも強い価格交渉力を得ることとなる。オフテイカーの視点に立った場合、プレミアムを得られる事業者から再工ネ電力を調達する方が、経済合理性が高いことは明らかであり、また第1ラウンドの3海域合計で1.7GWもの容量があることから、洋上風力電源に興味を示すオフテイカーの需要を相当程度賄うことが可能となる。そのため第2・第3ラウンドの事業のみならず、今後公募が開始となる第4ラウンドにおいてもPPA交渉の難航を招きかねない。今回の公募占用指針の改訂検討の過程において、第1ラウンドの事業のFIP制度への移行による第2・第3ラウンド事業への影響について、洋上風力合同会議や調達価格等算定委員会といった関係する審議会等において十分な議論が行われたとは言い難く、上述の懸念点をはじめとした多くの副作用を孕む拙速な改訂は問題があると考える。
- □ 現在示されているFIT価格を、そのままFIP価格として適用する運用は、Round2およびRound3の落札事業者が受けた支援措置と比較して、著し 〈不公平である。特定の一事業者に対して便宜を図るような運用は、国民負担の上に成り立つ再エネ制度の信頼を損なうものであり、断じて容認できない。 また、Round2以降に導入された「ゼロプレミアム(3円)」水準についても、Round1の高水準FIT価格が参照されたことは、洋上風力促進WGおよび調 達価格等算定委員会の議事録等から明らかである。仮にFIP転換を認めるにしても、入札価格を基準としたプレミアム金の交付は行わず、3円相当の 水準でのFIP適用とすべきである。そもそも今回の事案は、実現性の低い提案を見抜けなかった資源エネルギー庁の審査体制に問題があったと考えられる。 その経緯を明らかにし、国民に対して丁寧な説明を行うことは、行政の責任である。制度変更を通じて一部事業者に不透明な便宜が図られるような運用 が行われれば、日本のエネルギー市場全体の健全性が損なわれ、国家公務員に対する国民の信頼も大きく損なわれる。こうした変更は断じて認めるべきで はない。
- □ 第2・第3ラウンドの事業者(長崎県西海市沖を除く)はゼロプレミアムとなっており、プレミアムが無い条件下でオフテイカーとの交渉を行わざるを得ず、第1ラウンド事業者と第2・第3ラウンド事業者の間に、当該プレミアム分の価格交渉力の差が生じることとなります。オフテイカーの視点に立った場合、プレミアムを得られる事業者から買電する方が経済合理的であることは明らかであり、かつ第1ラウンドの3海域合計で1.7GWもの容量があり、洋上風力電源に興味を示すオフテイカーの需要を相当程度賄えることから、オフテイク市場の競争激化により第2・第3ラウンド事業者の事業性は計画よりも悪化することが予想されます。世界的なインフレの進行により事業費が高騰し、加えて、足元の不安定な世界経済が国内のオフテイク市場にネガティブなインパクトを与える不安が増す中で、今回の改定は、オフテイク市場の環境を悪化させ、第2・第3ラウンドの事業完遂に更なる支障となるため、本改定を実施する場合は、本改定による影響の緩和策もあわせて実施していただくよう希望致します。
- □ FIP転換を認めるのであれば、1st Roundの選定事業者が享受できるFIPプレミアムと同等のものを2ndおよび3rd Roundの選定事業者にも適用すべきと思います。
 それをしなければ、国内マーケットにてPPA需要家を探す中、1st Roundの選定事業者だけが実質的にプレミアムを享受できることになり、既に2nd・3rd Roundでの選定事業者のCPPA交渉に影響を及ぼすこととなり、非常に不公平なマーケット環境になることを危惧します。事業者選定済み案件のFIP転換を認めるのであれば、2nd Round以降の事業者にも同等のプレミアムを提供できる施策が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

参考②:第1ラウンドの公募時点における公募参加者に示されていた条件・情報 (注)

- (1)第1ラウンドの公募占用指針における記載ぶり(2020年11月27日)※全ての事業者に対して、FIT制度を前提とした提案を求めていた。
- 第2章(3)2) 公募に基づく再エネ特措法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法(法第13条第2項第8号)

調達価格の額は、選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

(2) 「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について(2020年6月24日)

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
発電側基本料金およびFIP制度は占用計画に影響を与えうる電気事業制度改正ですが、具体的な制度が決定されていないかと存じます。競争力のある提案とするために、事業の不確実性は可能な限り排除することが望ましく、事業計画策定上の前提条件として、公募占用指針にその取扱い(導入されるのかされないのか、いつから導入されるのか、その支出は幾らか等)を明確に記載すべきではないでしょうか。それらの不確定要素を織り込んだ上での事業計画策定となる場合、それら不確定要素に対する保守的な手当てをせざるを得なくなり、入札価格低減ひいては国民負担の抑制という政策目標に合致しないのではないでしょうか。	ご指摘の発電側基本料金については、電力・ガス取引 監視等委員会で制度設計を進めているところです。 また、本公募はFIT認定を受けて事業を実施すること を前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは 想定しておりません。

(3) FIP制度に係る関係審議会における議論

① 再エネ主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ(2020年2月25日)

既にFIT制度の認定を受けている案件についても、適切な条件の下でFIP制度に移行できる選択肢を検討していくべきである。

- ② 調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」(2021年1月27日)
 - FIP 新規認定事業が稼働するまでには一定の時間を要すること、FIT既認定事業は全体で 90GW以上あることをふまえると、FIT既認定事業の FIP 制度移行を促して、アグリゲーション・ビジネス活性化や再エネ市場統合を進めるという視点も重要。その動機付けとしては、合同会議で検討されてきたバランシングコスト等が考えられるが、いずれにせよ、FIT認定事業者が希望するのであれば、FIP制度への移行認定を認める方向を基本とする。
 - <u>FIT制度の下で既認定しているものがFIP制度へ移行する場合</u>については、FIP制度への移行は価格変更される事業計画の変更に該当せず、<u>基準価格は調達価格と同水準とし、また、交付期間は、調達期間の残存期間とする。</u>
- ※ 今回のパブリックコメントの意見を踏まえて、公募時点に公募参加者に示されていた条件・情報について、事務局において確認できたものを整理したもの。 今後、議論に影響を及ぼし得る情報があれば、必要に応じて追加を行う。

参考③:第1ラウンドの公募終了後の関係審議会での事務局発言

(参考) 第1ラウンド公募終了後の関係審議会での事務局発言

- ① 2022年3月12日 洋上風力促進WG(石井 風力政策室長)
 - (略)選定結果公表後、選定事業者の事業計画には基づかない、事実とは異なる情報等に基づくさまざまな報道がなされた。例えば非FIT売電ですとか、コーポレート PPA等ですけれども、そういったものを活用した提案ではないのかという内容ですが、いずれも事実とは異なるものでございます。(略)
- ② 2025年3月10日 洋上風力促進WG(古川 風力政策室長)
- (略)こちらは公募占用指針の修正点として、もう1点をお伝えするFIP制度への移行に関してです。様式も6.3というものを追加しています。**こちらは制度変更ではなくて、** あくまで運用の明確化になりますので、先ほどの参考資料2は載せておりません。

FIP導入は2022年4月で、それ以前の公募占用指針はFITを前提としておりました。現在、洋上風力政策というよりも、再工ネ全体の政策としてFIT認定された電源のFIPへの移行、こちらを政府として促進をしているところでございます。FIPへの移行は2022年4月のFIP導入以降、制度上認められるものでしたが、今回の改訂に合わせて明確化をするために修正を行う次第でございます。

なお、2020年6月に実施をした五島市沖の公募占用指針のパブコメで、本公募は途中からFIP制度移行することは想定しておりませんといった回答をしてございました。 このパブコメも、実はFIP導入以前のものでして、回答の趣旨はあくまで公募によって選定される事業がFIP導入後に制度として自動的にFIPに移行することは想定していないと、そういう趣旨でございます。

FIP導入以降は、FIPへの移行を可能としており、現にほかの電源、太陽光ですとか、陸上風力ですとか、様々な電源についてFIPへの移行を認めておりますので、その点、補足を申し上げたいというふうに思います。

参考④:公募終了後の選定事業者を含めて適用される政策措置の例

【電源共通の措置】

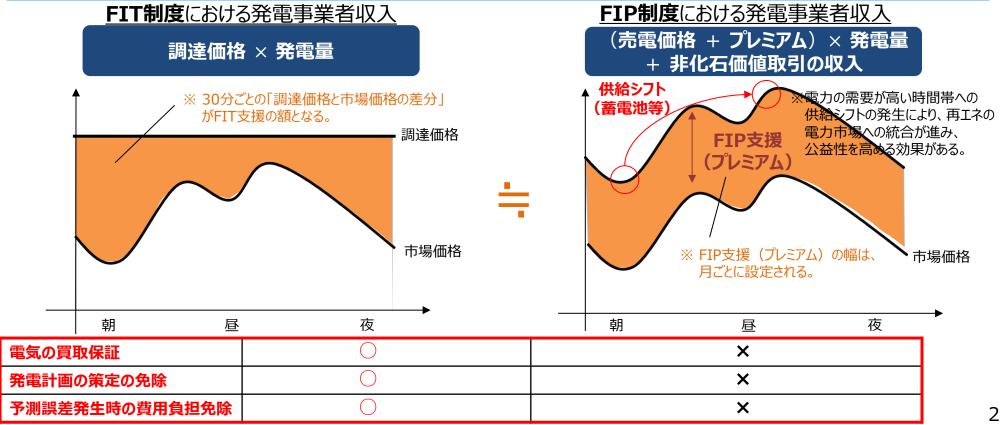
- ・ FIP制度の導入 ※既に太陽光・陸上風力でFIT入札選定事業のうち150件がFIP移行済。
- 優先給電ルールの見直し(出力制御順変更)
- ・ FIP電源へのバランシングコスト交付の増額
- FIT証書の全量トラッキング

【洋上風力発電に係る措置】

- ・ ゼロプレミアム案件の容量市場への参加
- ・ 風車変更の明確化
- 価格調整スキーム(保証金の増額を受け入れた場合に、今後のインフレ等を価格に反映)※今般の公募占用指針の改正により措置

参考(5): FIP制度について (関係告示・FIP制度導入時点の関係審議会での議論)

- 再エネ発電事業者に対して電力市場の需給状況に応じた電力供給を促すことで、常に固定価格での買取りとなる FIT制度の弊害を克服し、再エネ電源の「電力市場への統合」を実現していくため、2022年4月にFIP制度を導入。
- FIP制度における発電事業者への支援は、発電電力量(kWh)に応じ一定額のプレミアムを交付。プレミアムの 水準は、FIT制度とFIP制度で国民負担が同額になるよう設定。
- FIP制度では、電気の買取保証が無くなることから、通常の発電事業と同様に、市場売電(価格は時間帯によって 変動) や相対取引を自ら行うことが必要となる。加えて、発電計画の策定義務等も発生。
- 「将来的には全てのFIT電源のFIP移行が望ましいが、まずは、FIP比率25%を目指し」、FIPを推進している。 また、既に大規模太陽光・バイオマス・陸上風力等の新規入札はFIP入札で実施。



参考⑤:FIP制度について(関係告示·FIP制度導入時点の関係審議会での議論)

- ▼IP制度の適用対象は、再工ネ特措法に基づき、2022年4月に施行されたFIP対象区分指定告示(※) において、一定規模以上の電源とする旨が規定されている。
- (※)正式名称は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件」
- ○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件 (令和四年経済産業省告示第六十九号)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条の二第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件を次のように定める。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する交付対象 区分等は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条に規定する設備の区分等(以下「設備の区分等」という。)のうち、**その出力が五十キロワット** 以上のもの
 - 二 太陽光発電設備であって、**その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの** [注]
 - 三 (略)
- 2 (略)
- [注] 太陽光発電設備については、2022年4月のFIP制度導入時点では、50kW以上のものをFIP対象区分としていたが、 その後、調達価格等算定委員会における検討を踏まえ、2023年4月に10-50kWにFIP対象区分を拡大した。

大規模太陽光・バイオマス 大規模洋上風力

太陽光 バイオマス 陸上風カ

1

(4)

(5)

(8)

1

(2)

3

(5)

~2020年度

2021年度

2022年度

2

023年度

2024年度

2025年度

F

12)

(27)

F

1

(11)

事業環境整備(既認定事業者にも適用される措置)

陸上風力 (再エネ海域利用法)

第1R公募[FIT] (2020/11/27-2021/5/27)

※ FIT制度を前提とした 提案を求めたもの。

第2R公募【FIP】

迅速性評価見直し 保証金没収条件変更 (2022/12/28-2023/6/30)

第3R公募【FIP】

(2024/1/19-2024/7/19)

○再エネ主力化小委 中間取りまとめ(2020/2/25) 抜粋

(略) 既にFIT制度の認定を受けている案件についても、適切な条件の下でFIP制度に移行できる選択肢を検討して いくべきである。

- ○調達価格等算定委員会 令和3年度以降の調達価格等に関する意見(2021/1/27) 抜粋
- FIP 新規認定事業が稼働するまでには一定の時間を要すること、FIT既認定事業は全体で 90GW以上あることを ふまえると、FIT既認定事業の FIP 制度移行を促して、アグリゲーション・ビジネス活性化や再エネ市場統合を進める という視点も重要。その動機付けとしては、合同会議で検討されてきたバランシングコスト等が考えられるが、いずれに せよ、FIT認定事業者が希望するのであれば、FIP制度への移行認定を認める方向を基本とする。
- **2022/4: FIP制度 施行** (電源種を問わずFIP移行が可能に)
 - * ただし、既認定のFIT事業者については、事業の予見性の確保の観点から、 強制的にFIP制度へは移行されない。

2024/4: FIT証書の全量トラッキング

(FIT特定卸と組み合わせ、再エネ電気を特定した相対取引が可能に)

2025/4: 価格調整スキーム【洋上風力】

ゼロプレミアム案件の容量市場への参加【洋上風力】

優先給電ルールの見直し (出力制御順変更)

FIP電源へのバランシングコスト交付の増額(+1.0円/kWh)

※ 大規模太陽光・バイオマス・陸上風力のFIT入札での落札案件のうち、約150件は既にFIP移行している。